宮古管内維持管理業務委託 企画提案募集要項

- 1 業務名 宮古管内維持管理業務委託
- 2 業務期間

令和元年8月1日 から 令和2年3月31日 まで

3 業務内容

別添「要求水準書」のとおり。

4 参加資格

技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 沖縄県の平成31·32年度建設工事入札参加登録又は平成31·32年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、登録されたもの。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がされていない者または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者ではないこと(再認定を受けた者を除く)。
- (4) 参加申請書等の提出期限の最終日から開札日までの期間において、沖縄県の工事等契約 に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団もしくは警察当局から暴力団員が 実質的に支配する建設業者またはこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事 等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (6) 業務内容に精通し、本業務を的確に遂行する十分な知識、能力及び業務実施体制を有すること。
- (7) 宮古土木事務所管内に本店、または支店を有する法人であること。
- (8) 応募は共同企業体または事業協同組合とし、以下の要件を満たすものとする。
 - (ア) 共同企業体または事業協同組合を代表する事業者が応募を行うこと。
 - (イ) 共同企業体の構成員または事業協同組合の組合員は、上記応募資格の(1)~(7)を 満たすものであること。
 - (ウ) 共同企業体の構成員または事業協同組合の組合が、他の共同企業体の構成員または事業協同組合の組合員として重複応募するものではないこと。
 - (エ) 共同企業体の構成員または事業協同組合の組合員に関連する企業が、他の共同企業体の 構成員または事業協同組合の組合員として重複応募するものではないこと。

- (オ) 共同企業体または事業協同組合を代表する事業者は、業務目的の達成のため、共同企業 体の構成員または事業協同組合の組合員との連携を密にし、業務の推進及び成果の達成 を図るものとする。
- (カ) 共同企業体の場合は4社以上10社以内、事業協同組合の場合は4社以上であること。
- (キ) 共同企業体の構成員または事業協同組合の組合員は、以下の実績を有する企業を1社以上含むこと。
 - ① 県発注の道路維持管理業務または道路維持・補修工事
 - ② 県発注の除草または剪定業務
 - ③ 県発注の路面清掃または側溝清掃業務
 - ④ 県発注の照明維持業務

なお、全ての実績を1社で有する必要はない。

(ク) 総括管理者および業務実施責任者を配置することとし、この場合の要件は**表 1**に示すとおりとする。

表 1 配置技術者に求める資格・業務実績

配置技術者	業務	資格	業務実績 (元請としての実績)
総括管理者	全体管理業務	1級土木施工管理技士 又は 技術士(建設部門又は総合 技術監理部門(選択科目が 建設部門に関わるもの)) 又は 同種業務をマネジメント した実務経験	県発注の道路維持管理業務 又は 県発注の道路維持・補修工事 又は 道路構造物の補修・補強設計業務 又は 道路構造物の点検業務 又は 同種業務をマネジメントした実務実績
業務実施 責任者	道路パトロール業務	当面は資格を問わない	県発注の道路維持管理業務 又は 県発注の道路維持・補修工事
	道路維持業務	当面は資格を問わない	県発注の道路維持管理業務 又は 県発注の道路維持・補修工事
	植栽管理業務	当面は資格を問わない	県発注の除草又は剪定業務
	路面清掃業務	当面は資格を問わない	県発注の路面清掃業務
	側溝清掃業務	当面は資格を問わない	県発注の側溝清掃業務
	照明維持業務	当面は資格を問わない	県発注の照明維持業務

- 5 応募方法
- (1)参加申込
 - (ア) 申込期限:令和元年7月4日(木)17時
 - (イ) 提出書類:参加申込書【様式1】【様式1-2】共同企業体協定書【様式8】(共同企業体で応募する場合のみ)
 - (ウ) 提出方法:持参、郵送、FAX またはメール(FAX またはメールの場合は受信確認を行うこと。 原本も必ず提出すること。メールの宛先は「12 書類等の提出場所および問い合わせ先」 (に記載している。)
- (2)企画提案応募申請
 - (ア) 申請期限:令和元年7月25日(木)17時
 - (イ) 提出書類:企画提案応募申請書【様式2】

企画提案書及び応募資料一式(下記「6企画提案に係る提出書類」参照)

- (ウ) 提出方法:持参、郵送(到着確認が可能な手段をとること。)
- (3)募集要項・仕様書等に関する質問

募集要項および仕様書等の内容について質問がある場合は、令和元年7月25日(木)17時までに、質問書【様式3】をFAXまたはメールで提出すること(必ず受信確認を行うこと。)。提出先は、本文の「12 書類等の提出場所および問い合わせ先」とする。

質問に対する回答は、沖縄県宮古土木事務所ホームページで随時公表するが、質問を受けてから 回答までは一定の期間を要することから、時間に余裕を持って質問すること。

6 企画提案に係る提出書類

企画提案に係る提出書類は下記のとおりとする。なお、提出部数は【様式2】は1部、それ以外は8部とし、様式の規格はA4に統一すること。

- (1) 企画提案書応募申請書【様式2】
- (2) 会社概要【様式4】
 - ⑤ 共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること
 - ⑥ 事業協同組合の場合は、登記簿、定款、組合員名簿、事業計画書の写しを添付すること
- (3) 業務実績【様式5】
 - ① 共同企業体の場合は、実績等を有する構成員が作成すること
 - ② 事業協同組合の場合は、実績等を有する組合員が作成すること
- (4) 業務実施体制【様式6】
- (5) 企画提案書【様式自由、A4版】
 - ① 企画提案仕様書を参照のこと
- (6) 積算書【様式7】(積算書の費目は、以下の内容について記載すること)
 - ① 直接工事費

「企画提案書仕様書 5 業務内容」の項目ごとに工数、単価等を記載すること

- ② 共通仮設費
- ③ 現場管理費
- 4 一般管理費等
- ⑤ 消費税相当額(単価に既に消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いたうえで 経費を計上すること。また、消費税率は10%で計上すること。)

なお、金抜き設計書を入札情報システムで公開する。必ず確認の上積算書を作成すること。

7 企画提案書の審査

企画提案書の審査は、企画提案内容に関するプレゼンテーションにより実施する。プレゼンテーションの日時、場所、審査時間などの詳細については、応募者へ別途連絡する。なお、審査の着眼点は、以下のとおりとする。

(1) 企画提案内容

- ① 業務の実施方針は、業務目的や方向性を的確にとらえており、業務を適切かつ円滑に遂行できる体制と工程であるか
- ② 網羅性・具体性・確実性・実効性の高い提案内容となっているか
- ③ 事業の重要度を考慮した提案内容となっているか。
- ④ 事業の難易度に相応しい提案内容となっているか。
- ⑤ 適格性、実現性が高い提案内容となっているか。
- (2) その他の提案
 - ① 有用な独自提案があるか。

8 選定方法

提案書の内容や経費などについて、企画提案業者選定要領に基づき、審査委員会において審査 し、最も優れた提案を行った事業者を選定する。委託予定事業者は、沖縄県が決定するものとし、 審査結果については、企画提案応募申請書提出者全員に文書にて通知する。なお、一定の水準を 満たした提案がない場合には、該当者なしとする場合がある。

9 委託契約について

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託契約に関して必要な事項が合意 に至らない場合には、次順位以降の者を繰り上げて協議の上、契約する。

10 募集スケジュール

(1)募集開始令和元年6月19日(水)(2)参加申込締切令和元年7月 4日(木)(3)質問締切令和元年7月25日(木)

(4)企画提案応募申請締切 令和元年7月25日(木)

(5) プレゼンテーション審査 令和元年7月30日(火) (予定)

(6) 審査通知 令和元年7月31日(水)(予定)

(7)契約予定 令和元年7月下旬(予定)

11 その他

- (1) 書類提出にあたり使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 企画提案に要する経費などについては、参加者の負担とする。
- (3) 提出された提案書などについては、返却はしない。
- (4) 選定に関する審査内容及び経過などについては、公表はしない。
- (5) 提出書類の不足や不備、様式が異なるなど、募集要領に適合しない応募は、無効とする。

12 書類等の提出場所および問い合わせ先

沖縄県土木建築部宮古土木事務所 維持管理班 担当:松田·前堂

〒906-0012 沖縄県宮古島市平良西里 1125

TEL: 0980-72-1616 FAX: 0980-72-1438

E-mail: matsuta@pref.okinawa.lg.jp(松田)
maedoutt@pref.okinawa.lg.jp(前堂)